

モビリティサポート有識者委員会 規約

(名称)

第1条 本会は「モビリティサポート有識者委員会」(以下、「有識者委員会」という。)と称する。

(目的)

第2条 有識者委員会は、国土交通省が行うモビリティサポートモデル事業及びモビリティサポート研究支援事業が円滑かつ効果的に実施されることを目的として、国土交通省に対し助言を行う。

(所掌事項)

第3条 有識者委員会は、前条の目的を達成するために次の事項を所掌するものとする。

- 1) モビリティサポートモデル事業実施箇所の選定及び評価に関する事項
- 2) モビリティサポート研究支援事業の選定及び評価に関する事項
- 3) その他、目的を達成するために必要と認められる事項

(組織)

第4条 有識者委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

(委員長)

第5条 有識者委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、有識者委員会を総括する。
- 4 委員長が不測の事態等により委員長の役を遂行できない場合は、委員長又は事務局が指名した委員が、その職務を代行する。

(有識者委員会の開催)

第6条 有識者委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長を務める。

- 2 審議に際し、委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者の出席を求め、説明や意見を聴取することができる。

(事務局)

第7条 有識者委員会の事務局は、国土交通省政策統括官付参事官付に置く。

(その他)

第8条 有識者委員会の運営に関する必要事項でこの規約に定めのないものは、委員又は事務局が有識者委員会に諮って定める。

附 則

本規約は、平成22年 5月25日から適用する。